

○上越市スポーツ推進委員規則

昭和 46 年 4 月 29 日

教委規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、教育委員会で立てるスポーツ推進の基本的計画に従い、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 市民に対するスポーツの実技指導を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動を促進するための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関して協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に、求めに応じて協力すること。
- (6) 市民のスポーツについての理解を深めること。
- (7) その他市民のスポーツ推進のために必要な指導助言を行うこと。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、66 人とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、任期中であっても解任することができるものとする。

(服務)

第 5 条 委員は、相互に密接な連絡をし、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令及び条例並びに規則等に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第 6 条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(市町村合併に伴う特例)

- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 17 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の委員の定数は、61 人とし、次の各号に掲げる区域ごとにそれぞれ当該各号に定める定数の委員を置くものとする。
 - (1) 本市の区域のうち地域自治区の置かれていない区域 33 人
 - (2) 安塚区、浦川原区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区 それぞれ 2 人

(3) 柿崎区及び大潟区 それぞれ 3 人

3 第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から同月 31 日までとする。

附 則(昭和 58 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 17 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第 4 条の規定によりスポーツ推進委員とみなされるものの任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(上越市教育委員会組織規則の一部改正)

3 上越市教育委員会組織規則(昭和 46 年上越市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略